

## 相談票添付書類（市街化調整区域に自己居住用の住宅を建築する場合）

### 1 添付書類一覧

添付書類		立地基準	条例第5条第1項第1号ア （区域区分日前所有地 における自己用住宅）	条例第5条第1項第1号イ （長期居住者の親族 の自己用住宅）
1	相談票		○	○
2	理由書		○	○
3	案内図		○	○
4	土地登記事項証明書 <sup>1</sup> （発行後6か月以内）		○ ※区域区分日前から現在まで 親族が所有していること。	○
5	公図 <sup>1</sup> （発行後3か月以内）		○	○
6	申請者の世帯全員の住民票 <sup>2</sup> （発行後3か月以内）		○	○
7	建物賃貸借契約書 （同居の場合は建物登記事項 証明書 <sup>1</sup> （発行後3か月以内））		○	○
8	親族図		○	○
9	長期居住者の住民票 <sup>2</sup> （発行後3か月以内）			○ ※現在まで北本市の市街化調 整区域に20年以上継続して 居住していること。
10	戸籍謄本 <sup>2</sup> （発行後3か月以内）		○ ※申請者と区域区分日前から 現在までの土地所有者との 続柄が確認できること。	○ ※申請者と土地所有者との続 柄及び申請者と長期居住者 との続柄が確認できること。

備考 添付書類は、写し（コピー）で構いません。

### 2 提出先 建築開発課指導担当

### 3 その他

- ・相談票の回答は、相談票を提出してから2週間程度かかります。
- ・予定建築物等の用途は、「専用住宅（使用者制限）」です。建築基準法において共同住宅や長屋と判断されるような構造の住宅は建築できません。

<sup>1</sup> 土地登記事項証明書、建物登記事項証明書及び公図は、さいたま地方法務局鴻巣出張所において有料で取得できます。

<sup>2</sup> 住民票及び戸籍謄本は、各市区町村において有料で取得できます。戸籍謄本は、つながりのある親族全員分を添付してください。途中が抜けている場合、親族関係を確認することができません。